

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例 (国税10)(法人税:義) (地方税2)(法人住民税・事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域再生法に基づき、地方公共団体が、人口減少・高齢化社会等に対応した特定の課題に資する特定地域再生計画(仮称)の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が指定する法人に対する寄附金(法人からのものに限る。)について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金等と合わせて特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額を限度として損金の額に算入させる。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	5年
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少・高齢化社会等に対応した高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動など特定の課題の解決に資する特定地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、地方において地域再生の戦略的な取組が強化される。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成23年8月5日に閣議決定された「日本再生のための戦略に向けて」において、日本再生に向けた戦略の方針の一つとして成長型長寿社会・地域再生が掲げられ、創意に満ちた地域再生の総合支援のための取組として、地域再生制度の見直し等が位置づけられている。 また、平成23年7月29日に東日本大震災復興対策本部が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」における復興施策の一つとして、高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくりが掲げられ、当該施策に対応した取組として、地域再生制度の見直しが位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標6 地域活性化の推進 【施策】 施策目標3 地域再生計画の認定</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等の経営基盤強化、活動事業費の確保により、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みの普及と活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定地域再生計画(仮称)に基づき地方公共団体が指定する法人数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する寄附が促され、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みが進み、上記政策目標の実現に寄与することができる。</p>
		① 適用数等	(推計) 平成24年度10法人、平成25年度20法人、平成26年度30法人、平成27年度40法人、平成28年度50法人
		② 減収額	(推計) <国税> 平成24年度15百万円、平成25年度29百万円、平成26年度44百万円、平成27年度58百万円、平成28年度73百万円 <地方税> 平成24年度6百万円、平成25年度10百万円、平成26年度16百万円、平成27年度20百万円、平成28年度26百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 小規模商店の撤退による高齢者等の利便性の低下や、間伐が行われないことによる山林の荒廃等の課題については、特例民法法人や、一般社団・一般財団法人、協同組合等が移動販売等による高齢者の買物等の支援や、間伐による山林保全等の取り組みを行っている地域もある。しかしながら、これらの法人は事業継続のための資金が不足している状況にあり、今後、こうした取り組みの普及と活性化を図る必要がある。 こうした状況を踏まえ、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する寄附金の拠出を促し、その活動を支援することによって、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりを実現していくことが必要であり、本特例措置は7①の政策目的の達成に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 高齢者の買物等のための支援や間伐による山林保全等の地域再生活動については、政策的意義が高いが、収益性は低く、民間企業ではなく特例民法法人、一般社団・一般財団法人、協同組合等により多くが担われているが、これらの法人に対する支援については、インセンティブの少なさのため積極的な支援は進んでいないのが現状である。 本特例措置により、民間資金の活用が促進され、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化が進むものと見込まれる。</p>	

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度)</p> <p>人口減少・高齢化時代において、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域の再生について不可欠であるが収益性の低い活動を支えていくためには、地域の法人から幅広い資金を集める必要がある。</p> <p>寄附金に係る本特例措置が創設されなければ、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する支援を幅広く集めることが難しく、地域の再生・活性化を実現することができない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度)</p> <p>本特例措置により、地方公共団体が指定する地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人が活動することにより、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業をこのような法人が担うことが可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域再生に有効、不可欠な役割を果たす地域再生活動に対して、寄附金に係るインセンティブを設けることは、広く民間から志のある資金を集める方法として、認定NPO法人制度、特定公益増進法人制度と同様に有効なものであると考えられる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置なし</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力を担うべき相当性</p> <p>特定地域再生計画(仮称)は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例措置の創設
減収見込額の推計

1. 法人税の減収見込み

毎年度全国50地区において特定地域再生計画が認定され、そのうち10地区の計画において1法人が指定され、その法人に対して特定公益増進法人並に寄附が増加するとして試算。

		※1	※2	(税率)	
平成24年度	10法人	×	(5,547千円-685千円)	×	30% ≒ 15百万円
平成25年度	20法人	×	(5,547千円-685千円)	×	30% ≒ 29百万円
平成26年度	30法人	×	(5,547千円-685千円)	×	30% ≒ 44百万円
平成27年度	40法人	×	(5,547千円-685千円)	×	30% ≒ 58百万円
平成28年度	50法人	×	(5,547千円-685千円)	×	30% ≒ 73百万円

2. 地方税の減収見込額

(法人住民税の減収見込額)

		(税率)	
平成24年度	15百万円	×	17.3% ≒ 3百万円
平成25年度	29百万円	×	17.3% ≒ 5百万円
平成26年度	44百万円	×	17.3% ≒ 8百万円
平成27年度	58百万円	×	17.3% ≒ 10百万円
平成28年度	73百万円	×	17.3% ≒ 13百万円

(事業税の減収額)

		(税率)	
平成24年度	10法人	×	(5,547千円-685千円) × 5.3% ≒ 3百万円
平成25年度	20法人	×	(5,547千円-685千円) × 5.3% ≒ 5百万円
平成26年度	30法人	×	(5,547千円-685千円) × 5.3% ≒ 8百万円
平成27年度	40法人	×	(5,547千円-685千円) × 5.3% ≒ 10百万円
平成28年度	50法人	×	(5,547千円-685千円) × 5.3% ≒ 13百万円

※1 総収入額が50百万円以下の特例民法法人(特定公益増進法人)317法人の平均寄附金額(平成22年度特例民法法人に関する年次報告データから推計)

※2 総収入額が50百万円以下の特例民法法人9,713法人の平均寄附金額(平成22年度特例民法法人に関する年次報告データから推計)